

桑名市告示第113号

桑名市地方創生会議要綱を次のように定める。

平成27年5月15日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市地方創生会議要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市におけるまち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、桑名市地方創生会議（以下「創生会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 創生会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 桑名市人口ビジョン及び桑名市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生の施策の企画及び効果検証に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 創生会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 創生会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、創生会議の会議(以下「会議」という。)の進行をつかさどる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が必要に応じて開催する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 創生会議の庶務は、市長公室政策経営課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に選任される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。